

青森県がん医療検討委員会設置要綱

（目的）

第1 青森県のがん医療の実態把握と現状分析及びこれに基づくがん医療の向上のための基本的な方向性等について検討を行うため、青森県がん医療検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（検討事項）

第2 委員会は、次の各号に掲げる事項を検討するものとする。

- （1） 青森県のがん医療の状況
- （2） 青森県のがん医療の推進に関する課題
- （3） 青森県のがん医療の目指すべき方向

（組織、委員及び役員並びに任期）

第3 委員会は委員及び委員長をもって構成する。

- 2 委員は、がん医療に関して優れた識見を有する者のうちから知事が任命又は委嘱する。
- 3 委員長は委員の互選により定める。
- 4 委員の任期は、委嘱した日から2年以内とする。ただし再任をさまたげない。
- 5 委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前項の規定にかかわらず前任者の残任期間とする。

（委員長の職務）

第4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 委員長に事故あるとき又は不在のときは、あらかじめ会長が指名する者が職務を代理する。

（会議）

第5 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 会議の議長は、委員長をもって充てる。

（会議の公開）

第5の2 会議は公開して行う。ただし、県又は委員が、個人情報等公開することが適当でないか、又は会議を公開することにより公正で円滑な会議運営が著しく阻害され、若しくは特定の者に利益又は不利益を与えると判断した事項について、委員会が適当と認めた場合には、公開しないことができる。

- 2 会議の資料は、前項ただし書きの規定により公開しないこととした場合を除き、公表する。
- 3 会議の議事録若しくは第1項ただし書きの規定により公開しないこととした事項に係る会議概要は、県が作成し、委員の了解を得て公表する。

(報酬及び旅費)

第6 委員の報酬及び費用弁償は、別に定める。

(庶務)

第7 委員会の庶務は、青森県健康福祉部医療薬務課において処理する。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年9月19日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成19年8月27日から施行する。

2 第1の規定にかかわらず、改正前の青森県がん医療検討委員会設置要綱第3第2項の規定により任命又は委嘱された委員の任期は、なお従前の例による。

青森県がん医療検討委員会名簿

(委員)

氏 名	所 属 ・ 役 職 等
秋山 昌弘	青森県医師会 常任理事
阿部 由直	弘前大学大学院医学研究科 放射線科学講座教授
泉 美紀子	(社)青森県看護協会 訪問看護ステーション所長
方山 揚誠	八戸市立市民病院 医局臨床検査科長
金田一 成子	青森県薬剤師会 常務理事
斎藤 聡	県立中央病院 消化器内科・化学療法科部長
佐藤 重美	むつ総合病院 副院長
須藤 俊之	(財)青森県総合健診センター 常務理事診療所長
中路 重之	弘前大学大学院医学研究科 社会医学講座教授
袴田 健一	弘前大学大学院医学研究科 外科第二講座准教授
宮川 隆美	東地方保健所 所長

：委員長 ：委員長職務代理者

(オブザーバー等)

吉田 茂昭	県立病院事業管理者(前国立がんセンター東病院長)
折登 真也	青森県よろこびの会 副会長(がん患者会)